

東京都公報

発行
東京都

目次

86

条 例

- 東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例……………（福祉局）…二
- 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例……………（保健医療局）…四
- 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都給水条例の一部を改正する条例……………（水道局）…五
- 東京都下水道条例の一部を改正する条例……………（下水道局）…五

条例のあらまし

●東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例（条例第一一九号）

- 一 民生委員の定数を改めます。
- 二 この条例は、令和七年二月一日から施行します。

●東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第二二〇号）

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三七号）の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第一四五号）の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和七年一月二〇日から施行します。

●東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第二二一号）

- 一 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二九号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第二二二号）

- 一 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二九号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第一二三号）

一 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例（条例第一二四号）

一 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成一八年法律第七七号）等の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第一二五号）

一 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成一八年法律第七七号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（条例第一二六号）

一 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成について、医療券の提示に係る規定を改めます。

二 この条例は、令和八年一〇月一日から施行します。

●公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第一二七号）

一 水質検査に係る技術の進展等を踏まえ、公衆浴場の衛生に必要な措置等の基準を改めます。

二 この条例は、令和七年一二月一日から施行します。

●東京都給水条例の一部を改正する条例（条例第一二八号）

一 災害その他非常の場合における給水装置工事の適正な実施を図るため、当該工事の施行に係る規定を改めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都下水道条例の一部を改正する条例（条例第一二九号）

一 災害その他非常の場合における排水設備の新設等の工事の適正な実施を図るため、当該工事の施行に係る規定を改めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百十九号

東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例

東京都民生委員定数条例（平成二十六年東京都条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

表中央区の項中「百二十四人」を「百二十五人」に改め、同表港区の項中「百五十八人」を「百五十六人」に改め、同表墨田区の項中「二百九人」を「二百十人」に改め、同表江東区の項中「三百三十人」を「三百三十二人」に改め、同表大田区の項中「五百七人」を「五百八人」に改め、同表中野区の項中「三百十一人」を「三百十二人」に改め、同表北区の項中「三百二十三人」を「三百二十二人」に改め、同表荒川区の項中

「二百十六人」を「二百十五人」に改め、同表板橋区の項中「五百三十六人」を「五百三十一人」に改め、同表足立区の項中「五百五十九人」を「五百五十一人」に改め、同表青梅市の項中「百五十一人」を「百五十四人」に改め、同表府中市の項中「百八十一人」を「百九十一人」に改め、同表昭島市の項中「八十五人」を「八十六人」に改め、同表町田市の項中「二百五十七人」を「二百十三人」に改め、同表日野市の項中「百三十四人」を「百三十三人」に改め、同表東大和市の項中「六十一人」を「五十六人」に改め、同表武蔵村山市の項中「六十二人」を「五十九人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二百二十号

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成三十年東京都条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第六号ただし書中「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十一月二十日から施行する。

東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二百二十一号

東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例（令和七年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二百二十二号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二百二十三号

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百十号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二百二十四号

東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成十八年東京都条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第十八条の十八第一項の登録」を「第十八条の十八第三項に規定する保育士登録」に改める。

第十条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二百五号

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「児童福祉法第三十三条の十各号」を「法第二十七条の二第一項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二百二十六号

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和四十七年東京都条例第一百七号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「通知書」の下に「の交付等」を加え、同条第二項中「医療券」の下に「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）（医療機関等が、医療券と同一の内容を含む情報の提供を受けられる場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二百二十七号

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号ハ中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

東京都給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二百二十八号

東京都給水条例の一部を改正する条例

東京都給水条例（昭和三十三年東京都条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第三条第五項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第十六条の第二第一項の指定をした者が給水装置の修繕に係る工事を施行する必要があると認めるときに、これらの者が施行する当該工事については、この限りでない。

第六条第三項中「第一項の指定」を「第一項本文の指定」に改める。

第六条の二第二項中「前条第一項」を「前条第一項本文」に改める。

第二十九条第一項第一号中「第六条第一項」を「第六条第一項本文」に改める。

第三十二条第六号中「とき」の下に「（第六条第一項ただし書の規定による工事を除く。）」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二百二十九号

東京都下水道条例の一部を改正する条例

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（東京都指定排水設備工事事業者等）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が必要があると認めるときは、管理者以外の法第四条第一項に規定する公共下水道管理者の指定、承認その他これらに類する処分を受けた者（以下「その他指定事業者」という。）も、これを施行することができる。

第七条の二第二項及び第二項中「前条」を「前条本文」に改める。

第七条の三第一項第二号中「第七条の七」を「第七条の七第一項」に改める。

第七条の五の見出しを「（東京都指定排水設備工事事業者等の義務）」に改め、同条に後段として次のように加える。

第七条ただし書の規定によりその他指定事業者が排水設備の新設等の工事を施行するときも、同様とする。

第七条の六第二号中「第七条」を「第七条本文」に改める。

第七条の七の見出しを「（排水設備工事責任技術者等）」に改め、同条中「工事に」を「工事の施行に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第七条ただし書の規定によりその他指定事業者が施行する排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の管理は、当該その他指定事業者に排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の管理を行う者として置かれる者（以下「その他責任技術者」という。）でなければ行つてはならない。

第七条の八第一項、第二項及び第五項第三号中「前条」を「前条第一項」に改める。

第七条の十の見出しを「（排水設備工事責任技術者等の義務）」に改め、同条に後段

として次のように加える。

その他責任技術者が、第七条ただし書の規定によりその他指定事業者が施行する排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の管理を行うときも、同様とする。

第七条の十一第二号中「前条」を「前条前段」に改め、同条第三号中「第七条の七」を「第七条の七第一項」に改める。

第二十四条の二第一号中「第七条」を「第七条本文」に改め、同条第四号中「第七条の七」を「第七条の七第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

